

第1章

30年のあゆみ

財団 20 周年記念講演会を終えて、早 10 年が過ぎ、財団は設立 30 周年を迎えることとなりました。この「30 年史」では、改めて財団設立当時の経緯や時代背景、事業のあゆみを振り返るとともに、直近 10 年間の活動と出来事に焦点をあて、これまでの道のりを紹介します。

財団設立、科学技術に携わる 若い人を援助する

東京応化研究所（後に東京応化工業株式会社に改称）は、1936（昭和11）年、当時の炭鉱夫が使用したヘッドライトのアルカリ電池用電解液「高純度苛性アルカリ」を開発・製造するために設立されました。

以降、一貫して高純度化学薬品の製造を手がけてきましたが、第2次大戦後には、テレビの普及とともに、ブラウン管の蛍光塗料用接着剤の需要が高まり、これを開発した東京応化研究所の名も、ちまたに広く知られるようになりました。また、日本で半導体ICの製造が始まった1966（同41）年頃には、ICの製造に不可欠なレジスト材料（感光材）の開発に着手。1980年代の半導体産業の急速な成長と時期を同じくして、順調に業績を伸ばし続けてきました。

このように時代に応じて独自の技術開発を進め、社会のニーズに応じた技術と製品を供給していくためには、安定した経営基盤の確立と多額の資金が必要、との考えから、1983（同58）年に株式の上場の準備をスタート。創業から半世紀を経た1986（同61）年7月30日に、東京証券取引所市場第二部に上場しました。

そして、この上場を記念し、東京応化研究所創業者である向井繁正氏の強い希望で、財団法人東京応化科学技術振興財団が設立されました。

このとき、取締役相談役であった向井氏は米寿（88歳）。自らの仕事を振り返り、新技術や製品開発の際に、数多くの助成や賞を受けたこ

とが励みとなったことから、「科学技術に携わる若い人たちの援助に力をつくし、多少とも社会に恩返しをしたい」という想いで、『優秀な研究に対する助成』を財団の設立目的としました。

財団設立の際には、当時の新技術開発事業団（現科学技術振興機構）の参事役総務部担当だった児玉柳太郎氏（現一般社団法人新技術振興渡辺記念会理事兼事務局長・当財団評議員）に科学技術庁（現文部科学省）との仲介・設立のアドバイスをさせて頂きました。

児玉氏は、1982（同57）年に発足した新技術振興渡辺記念会の設立に関わった経験を持ち、向井氏の意志をできる限り尊重した財団となるように尽力。財団設立の手順、必要書類、寄付行為など、科学技術庁のご担当のご指導を仰ぎながら、必要な手続きを進められました。

また、このときの東京応化工業株式会社（以下「TOK」という。）の担当者は、当時総務本部長だった杉山元康氏と社長室の高木秀夫氏。進捗状況を把握するため、二人は何度も新技術開発事業団に足を運びました。

こうした関係者の協力によって、当財団は1987（同62）年に設立されました。

4つの助成事業と「向井賞」の表彰事業

東京応化科学技術振興財団の設立は1987年5月29日。TOKの東京証券取引所市場第二部上場からわずか10カ月後に設立許可証が交付されたことは特筆すべきことです。

財団の設立発起人は、向井繁正、伊藤毅雄、戸田昭三、本多健一、藤嶋昭、武井實の6氏でした。設立発起人代表は向井繁正氏で、財団に対して多額の私財を提供しました。また、このとき、当時の同社取締役社長であった伊藤毅雄氏も向井氏の思いに賛同し、多額の私財を提供しています。

財団設立の目的は以下のとおりです。

「産業・経済の発展に貢献することが期待される科学技術に関する研究及び交流並びに科学の普及・啓発に対する助成を行うことにより、科学技術の向上・発展を図り、人類の平和と繁栄に貢献すること」

この目的を達成するため現在では、4つの助成事業と1つの表彰事業を行っています。

第1は「研究費の助成事業」。化学の領域における基礎研究または応用研究を対象とし、先駆的・独創的かつ、その成果が科学技術の振興に

貢献すると期待されるものに助成を行います。

第2は「国際交流助成事業」。化学の領域における基礎研究または応用研究のうち、国際研究交流に役立つと期待される以下の3部門があります。

- (1) 海外の国際研究集会への招聘や出席
- (2) 国内で行われる国際学会の開催
- (3) 海外で行われる国際学会の開催

第3は「研究交流促進助成事業」。産業・経済の発展に貢献することが期待される科学技術に関し、産学官等の研究交流促進が図れるものを対象としています。

第4は「科学教育の普及・啓発助成事業」。科学教育や理科に興味を持った青少年を育成するための普及・啓発活動に対して助成を行っています。この助成は、後述しますが、2006（平成18）年に、現理事長の藤嶋氏が提案し、理事会の承認によって設けられたものです。

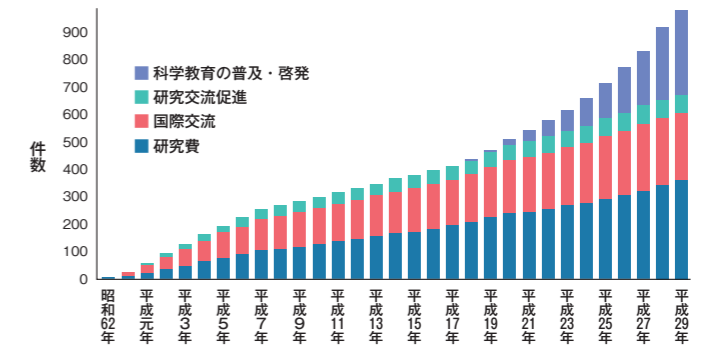
また、表彰事業としては「向井賞表彰事業」があります。これは、科学技術の振興に関して、特に注目すべき優れた研究業績を対象とし表彰します。なお1992（同4）年からは、向井記念科学講演会を開催するとともに、研究費助成の研究発表会も行っています。

（元事務局長 浅海愼五）



第30回研究費の助成 東京大学助教 小森喜久夫氏

グラフ1 助成件数の推移（累計）



藤嶋理事長の就任と 「科学教育の普及・啓発助成」

財団設立20周年目前の2006（平成18）年、本多健一理事長が高齢を理由に、4月2日に退任し、その後任として4月3日付で藤嶋氏が第3代理事長に就任しました。

旧理事長の基で成立した2006年度予算は、新理事長の下で執行されることになりました。財団の主な収入源であるTOKの決算発表は毎年5月連休明けに行われますが、その決算発表で配当金が一株当たり6円増配され、600万円弱の増収となりました。

そこで、理事長に就任した藤嶋氏はこれを原資として、青少年の理科教育への助成事業を新事業として取り組むことを提案しました。藤嶋氏はことあるごとに「七・五・三（小学生で理科好きの児童は7割、中学生では5割となり、高校ではさらに減って3割になる）」の「法則」を口にし、青少年の理科離れを危惧していました。当時まだ、青少年の理科教育助成に取り組んでいる財団は他になかったことも、新事業に取り組む意欲を後押ししたと言えます。

このとき、2006年度の助成事業は既に動き出していましたが、青少年の理科教育の助成事業を追加事業として行うため、寄附行為、内規や予算の変更などを2006年11月21日の臨時理事会・臨時評議員会に諮り、正式に事業化しました。この際、文部科学省のホームページ「理科大好きプロジェクト」の内容を参考にさせて頂きました。

このようにして、第1回「科学教育の普及・

啓発助成」が行われ、2007（平成19）年1月24日に贈呈式を行いました。当初、科学教育の普及・啓発助成は、1件100万円の助成でスタートしました。しかし、科学教育の普及・啓発活動を行っているほとんどのボランティアは手弁当のことが多く、実験器具はガラス製のビーカーやピペットではなく、プラスチックのコップやストローなどを使用していました。理科実験で使用するのこうした消耗品がほとんどで、真空ポンプや圧縮機などの機器は一度買えば何年も使えるため、100万円の助成金を使い切ることが大変、との声が聞かれました。そこで、次年度からは助成額を1件30万円にして、助成件数を増やすことにしました。

科学教育の普及啓発事業の 成果を書籍化

このように2006年にスタートした科学教育の普及・啓発助成ですが、こうしたなか、2011年（平成23）年12月のTOKの配当金が3円増配となりました。このことから次年度予算は通期で600万円弱増えることが予想されたため、藤嶋理事長からこれまでの科学教育の普及・啓発助成の成果を書籍にする支援を行ってはどうかとの意向が示されました。

ボランティアの方々の行っている活動の成果を書籍として出版することで、理科教育を行っている学校の先生やボランティアの方々に広く情

報を共有、活用して頂くことが目的となります。

これまでの助成対象者の中から、4件を選んで発刊支援を進めることとなりました。

1冊目は「キュリー夫人の玉手箱」として2012年6月に出版されました。贈呈式まで3

カ月余りという短期間での作業となりましたが、関係者の多大なるご尽力のもと、贈呈式に合わせて発刊することができ、理事長挨拶で財団の事業の成果物として披露されました。

（元事務局長 浅海慎五）

「ヤングサイエンス選書」シリーズの発刊支援

「科学教育の普及・啓発助成事業」の成果をまとめた書籍の刊行支援事業は、これまでに8団体の方々のご協力によって「ヤングサイエンス選書」（東京書籍）シリーズとして発刊してきました。著者との契約に基づき、財団より神奈川県下のすべての小中高校ならびに、当財団に登録されている科学技術の普及・啓発活動を行っている方々などへ無償で配布しています。



第1巻 キュリー夫人の玉手箱 - 科学は素敵がいっぱい -

吉祥瑞枝 / 著
ISBN 978-4-487-80711-6
世界で最も有名な女性科学者キュリー夫人。夫人のお孫さんとも交流のある著者が、さまざまな角度からキュリー夫人を解き明かす本です。



第2巻 ふしぎ不思議の理科教室 - 楽しくできる実験と工作 -

蔵前理科教室ふしぎ不思議（くらりか） / 著
ISBN 978-4-487-80712-3
子どもたちに物づくりの面白さや創意工夫の喜びなどを体験してほしいと、東京工業大学のOBが組織する「くらりか理科教室」で行っている実験の数々を紹介しています。



第3巻 心にひびく理科の実験 - 身近な自然と材料で遊ぼう -

教育活動総合サポートセンター理科部 / 著
ISBN 978-4-487-80713-0
川崎市のNPO教育活動総合サポートセンターが企画する「サイエンスキッズクラブ」の活動の中から、科学分野の教師OBがお馴染みのものを取り上げ解説しています。



第4巻 若き理科教師たちの実験室

川崎市中学校理科研究会 / 著
ISBN 978-4-487-80714-7
川崎市立中学校教育研究会理科部会に所属する理科の先生たちが、長年の実績の中から子どもたちと一緒に実験を楽しみたいと思う27の題材を選んで解説しています。



第5巻 子どもと読みたい科学の本棚

藤嶋 昭、菱沼光代 / 著
ISBN 978-4-487-80715-4
名作童話から話題の新書まで、これだけは読んでおきたい科学本150冊を紹介。140人の読者の感想も掲載しているため、読書のためのガイドブックとしても参考になります。



第6巻 かがく縁日と本読み隊

チーム Ms. さいえんす / 著
ISBN 978-4-487-80716-1
台所、砂場などで目にする身近なものを素材に、子どもたちを科学の世界へと誘おう。五感を使った体験と本から得られる知識で、楽しく経験を深めるアプローチをした一冊。



第7巻 科学が好きになる 22のヒントと実践

横浜市サイエンス研究会 / 著
ISBN 978-4-487-80717-8
横浜市の中学校理科の教員が中心となり、どうしたら生徒たちへ理科や科学の面白さを伝えることができるのか、授業が面白くなるのか、日常実践しているアイデアが満載です。



第8巻 知って得する、 科学と技術のお話

科学技術館メルマガくらぶ / 著
ISBN 978-4-487-80718-5
科学技術館発行のメルマガジンに連載中の「科学・技術よもやま話」から選りすぐりの話題をピックアップ。家でできる簡単な「実験レシピ」なども紹介しています。

「開け！ 科学の扉」シリーズの発刊支援

「開け！ 科学の扉」（学研プラス）シリーズは、「ヤングサイエンス選書」シリーズと同様に、より多くの団体を紹介するために立ち上げました。著者との契約に基づき、財団より神奈川県下のすべての小中高校ならびに、当財団に登録されている科学技術の普及・啓発活動を行っている方々などへ無償で配布しています。



第1巻 イベントで育つ 科学の心

川崎北部少年少女発明クラブ・神奈川県青少年センター・かわさきサイエンスチャレンジ運営委員会 / 著
ISBN 978-4-05-406438-6
子どもたちに科学の楽しさを体験してもらうために様々な科学イベントが行われています。このうち全国規模で行われている「青少年のための科学の祭典」と「科学の甲子園」を紹介。また、子どもたちへ科学教育の普及・啓発活動を行っている3団体の活動内容を紹介します。



第2巻 ワクワクドキ 科学がはじまる

北海道オホーツク流水センター・上田地域広域連合・日本宇宙少年団日立ビックセンター分団・金沢子ども科学財団 / 著
ISBN 978-4-05-406483-6
全国規模の科学イベント「日本生物学オリンピック」を特集し、国内コンテストで受賞した代表による「国際生物オリンピック」へのチャレンジを紹介します。また、子どもたちへ科学教育の普及・啓発活動を行っている4団体の活動内容を紹介します。

財団がおすすめする 推薦図書セットの寄贈活動

2014年度より「科学教育の普及・啓発助成」事業として、神奈川県内各市町村の公的施設（小学校、児童クラブ、特別支援学校等）へ、当財団がおすすめする下記の推薦図書セットを寄贈する活動を行っています。子どもたちにより多くの良い本との出会いの機会が生まれ、少しでも多くの日本の将来を担う理科好きの子どもたちが育ってくれることを目的としています。また、この寄贈事業では、子どもたちが多く集う図書室などで本を活用してもらえよう、本へのビニールカバー貼り作業を川崎市の障害施設などへお願いするなど、多様な形態での社会貢献も模索しています。

★…小学校向け寄贈図書セット ★…児童クラブ向け寄贈図書セット ★…図書館向け寄贈図書セット



視覚ミステリーえほん ★★
あすなろ書房 ISBN 978-4-7515-1566-2
ウォルター・ウィック/作
林田康一/訳
光と影、角度を工夫して撮影した14枚の写真が、読者をあべこべの世界へ誘う。錯覚の秘密に迫る、美しい写真科学絵本。



知的世界が広がる 世の中のふしぎ 400 ★★
ナツメ社 ISBN 978-4-8163-5317-8
藤嶋昭/監修
身の回りのふしぎに注目し、その理由やしくみを図解や写真を盛り込みながら解説。文章を読むのが苦手な子どもでも理解できるオールカラーの図解本。



世界がもし100人の村だったら ★★
マガジンハウス ISBN 978-4-8387-1361-5
池田香代子/再話
C・ダグラス・ラミス/対訳
世界を100人に縮めるとまったく違うあなたが見えてくる。インターネットで世界を駆けめぐった現代の民話。



小さな小さなせかい ★★
偕成社 ISBN 978-4-03-437220-3
かこさとし/著
1mの世界を1/10、1/100、1/1000と、どんどん小さくしていくと？ 分子・原子・クォークを越える小さい量子宇宙への探検旅行！



大きな大きなせかい ★★
偕成社 ISBN 978-4-03-437210-4
かこさとし/著
1mの世界を10倍、100倍、1000倍と、どんどん10倍にしていくと？ 大きな宇宙のスケールが一目でわかるユニークな科学絵本。



やあ！ 出会えたね ダンゴムシ ★★
アリス館 ISBN 978-4-7520-0208-6
今森光彦/文・写真
子どもたちに身近な生き物たちとの出会いを、写真家である著者の目を通して描く写真絵本。観察していたダンゴムシを飼いはじめた著者は、その脱皮や出産にも立ちあうことになる。



教えて！ 藤嶋昭先生科学のギモン ★★
朝日学生新聞社 ISBN 978-4-907150-32-7
藤嶋昭/著
「晴れた空は、なぜ青い？」「ホテルはどうして光る？」「なぜ、犬の足の裏は汚れにくい？」など、小学生に身近な56のギモンを、一流の科学者の視点でやさしく解説する。朝日小学生新聞連載企画を書籍化。



世界一空が美しい大陸 ★★
草思社 ISBN 978-4-7942-1770-7
武田康男/文・写真
清浄な空と手つかずの大地で起きる、夢のように美しい自然現象。南極でしか見ることのできない現象を、170点以上の美しい写真で、科学的解説とともに紹介する。



太陽と光しよばいものがたり ★★
偕成社 ISBN 978-4-03-437230-2
かこさとし、藤嶋昭/著
太陽エネルギーを利用した光触媒。そのしくみについて、実験を交えながら、知識絵本のバイオニアかこさとしが、わかりやすく説いていく絵本。



ひとしずくの水 ★★
あすなろ書房 ISBN 978-4-7515-1565-5
ウォルター・ウィック/作
林田康一/訳
美しい写真と共に水の様々な働きについて学ぶ知識絵本。肉眼では見えない一瞬をとらえた写真が、身近な水とH₂Oを結びつける。



星座を見つけよう ★★
福音館書店 ISBN 978-4-8340-0183-9
H.A.レイ/著
一年中の夜空で、その星座の名前に合った星座の線の引きかたや見つけ方を、星や星図を使って分かりやすく説明。子どもたちの星空や宇宙への好奇心をひきだしてくれるかがくの絵本。



しずくのぼうけん ★★
福音館書店 ISBN 978-4-8340-0208-9
マリア・テルリコフスカ/作
ポフダン・ブテンコ/絵 内田莉沙子/訳
気温や場所によって変化する水の不思議を、子どもたちに親しみやすい「しずく」を主人公に描いたかがくの絵本。



ちいさいおうち ★★
岩波書店 ISBN 978-4-00-110553-7
バージニア・リー・バートン/作・絵
石井桃子/訳
静かないなかに、ちいさいおうちがたっていました。まわりに工場ができ、にぎやかな町になるにつれて、ちいさいおうちは、白いヒナギクの花の咲きみだれるいなかの景色をなつかしく思うのでした。



パパ、お月さまとって！ ★★
偕成社 ISBN 978-4-03-328280-0
エリック・カール/作
もりひさし/訳
娘に月をせがまれて、パパは本当に月を連れてきた！ 画面が左右上下に広がるしかけで、空の高さや月の満ち欠けを表現した絵本。

公益法人制度改革による 公益財団法人への移行

2008年（平成20）年12月1日に、国の公益法人制度改革の一環として、公益法人制度改革関連三法^{*1}が施行されました。

公益法人制度改革とは、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、公益法人制度に見られた様々な問題に対応するため、主務官庁による公益法人の設立許可制度を改めるために行われた行政改革です。この改革により、剰余金の分配を目的としない社団及び財団は、登記することにより一般社団法人・一般財団法人として法人格を取得することができ、また、一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業を行うことを主たる目的としている法人は、申請により免税優遇などを受けられる公益社団法人・公益財団法人の認定を受けることができるというものです。

既存の社団及び財団法人は、この公益法人制度改革により2008年12月1日から2013年（平成25）年11月30日までの5年間の移行期間内に一般社団法人・一般財団法人へ移行するか、または公益認定を受けて、公益社団法人または公益財団法人へ移行が義務付けられました。

^{*1}「公益法人制度改革関連三法」＝一般社団法人法（正式名称「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」）、公益認定法（正式名称「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」）、整備法（正式名称「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）

5つの学会に 助成の推薦枠を付与

当財団の新法人への移行は、一般財団法人ではなく公益財団法人を目標としました。その場合、公益認定ガイドラインの内容をクリアしなければなりません。

当財団の事業は助成事業であり、収益事業は行っていないので、公益認定ガイドラインの各項目のうち、公益認定法第2条第4号に定める「公益目的事業の定義」を除いて、ほぼ移行に支障はないと考えられました。

しかし、「公益目的事業の定義」では、A（学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に定める種類の事業）であって、B（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの）という構成をとっており、検討を進めるうちに、「B」の不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものに適合するためにはシステムの大幅な見直しが必要であることが判明しました。これは、当財団では助成の推薦を財団役員としていたため、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することに該当しないと判断されたことによります。

当時、他の研究助成を行っている財団では、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」ために、その財団の助成分野と一致する全国の大学の学部や公立研究所に募集をかけ、集まった申請書類を数百万円の費用をかけて選考して

いましたが、事業費 2000 万円ほどの当財団には選考のための費用をかけるゆとりはありませんでした。

不特定多数の定義は、全ての人を指すのではなく、その財団が募集をかけたい分野によって異なります。当財団の「研究費の助成」応募要領の助成の対象領域は、「化学の領域における基礎研究または応用研究」。応募者の資格は、「① 大学、高等専門学校、② 国公立等の試験研究機関、③ その他本財団で認めた試験研究機関に所属する常勤の研究者・技術者」となっています。

そこで、複数の学会に協力をいただき、当財団の研究費助成の推薦権を付与させて頂くことにしました。

例えば、このアイデアのきっかけをいただいた（公社）日本化学会は、日本でもっとも大きく、会員数は約 3 万人。国内の化学系研究者がほとんど登録していると思われるため、当財団が目的とする「不特定多数」と一致します。また、学会は会報を発行しており、会員全員に会報を送付しているため、会報の掲示板を利用することで「不特定多数」に研究費募集の助成を周知することができます。日本化学会に学会推薦について確認したところ、会報の掲示板を通じて学会に応募があった場合、理事会に諮って会長名で推薦していただけることもわかりました。

そこでより広く募集をかけるため、5 学会（（公社）日本化学会、（公社）電気化学会、（公社）高分子学会、（一社）表面技術協会、（一社）エレクトロニクス実装学会）に協力をお願いしたところ、快く引き受けて頂きました。

このようにして研究費助成の推薦権はこの 5 学会と、当財団の理事・評議員の 2 つの枠としました。

同様に、国際交流助成は研究費助成に準じ、研究交流促進助成と科学教育の普及・啓発助成は財団ホームページで広く一般に公募すること

にしました。

公益財団法人への移行申請は、内閣府のホームページへの直接書き込み申請になりますが、申請した内容は事務局担当官がチェックし、問題なければ公益認定等委員会に提出され審査されます。

3 年ほどの準備ののち 2011（平成 13）年 6 月 29 日に移行申請を行い、担当官とのやり取りは 7 月末にスタートしました。約 1 カ月で書類の修正などを完了し、9 月初旬の公益認定等委員会の審査にかかり、9 月 27 日付で公益財団法人の移行認定書を受け取りました。約 3 カ月での移行は関係者の方々の多大なるご協力の賜物です。

研究費助成の成果発表会

研究費の助成では、助成数の多い財団の場合には丸 1 日をかけて研究成果発表会を行い、聴衆としての参加者も募集しています。しかし、当財団の助成数は 10 数件であり、このために発表会の日を設けるのは効率が悪いと考え、1992 年から行っている「向井記念科学講演会」と同時に「研究費助成」の研究成果発表会も行うことにしました。この講演会は、「向井賞表彰事業」の一環として、科学技術の振興に関して特に注目すべき優れた研究業績を対象とし開催しているものです。

現在の成果発表の持ち時間は 3 分で行っており、限られた短い発表時間のなかで、自分の研究成果をいかに聴衆に伝えるか、発表者の発表能力が鍛えられる場ともなっているようです。

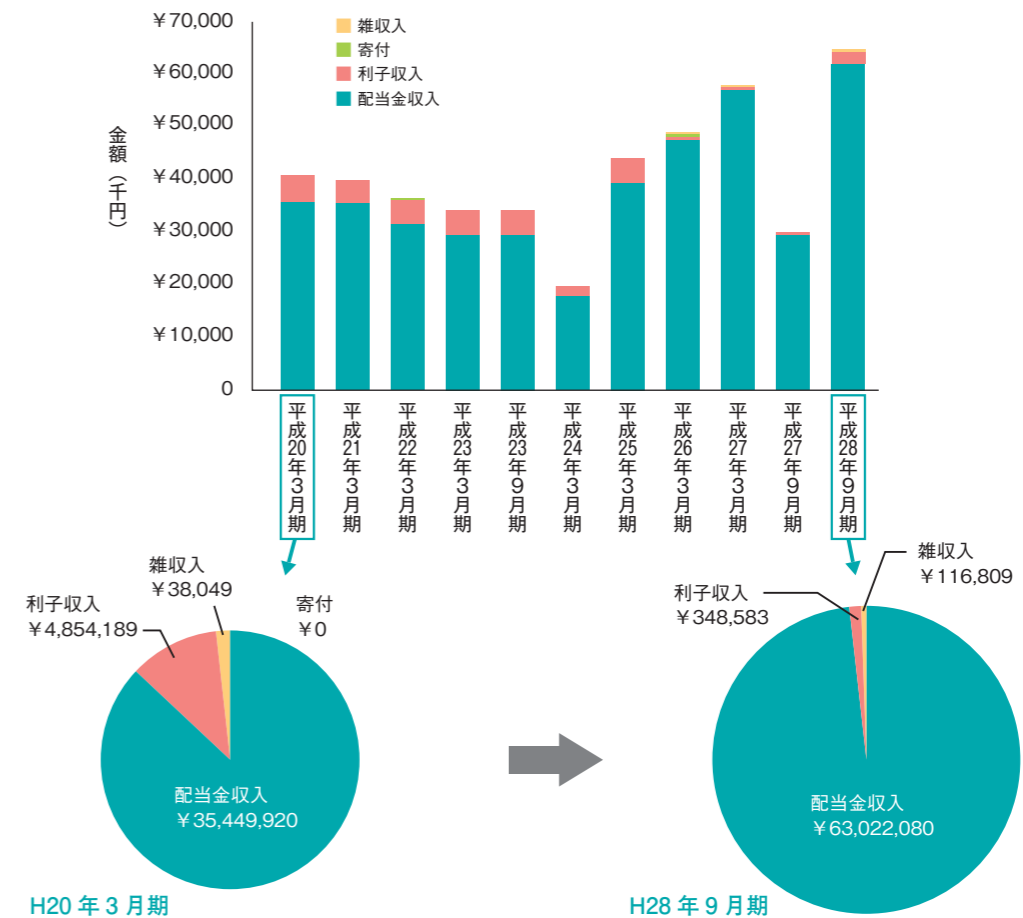
（元事務局長 浅海慎吾）

財団30年間の資産 および運用の軌跡

当財団では、基本財産である TOK の配当金と預貯金利子収入により事業費と管理費をまかっています。近年、定期預金の金利は低迷し、利子収入は以前の 10 分の 1 程度に減少し、実質的には配当金頼みの資金運用となっています。幸いにも、TOK の配当金が増額され、預

貯金の利子収入の減少分以上に活動資金が増加し、一筋の光が射している状況です。ここでは財団の基本的な財政状況を記すとともに、より詳しい資産・運用の軌跡について紹介していきます。

グラフ 2 年度別収入構成比



財団設立と寄附受入

申請先（主務官庁）の科学技術庁（現文部科学省）から財団設立の関連書類として、創設者の思いを表した「設立趣意書」、ルールを定めた「寄附行為（現定款）」の他、財団の事業活動は寄附を受けた基本財産からの収入（預貯金利息・株式配当等）で運営されるため、その原資を保証する財産目録、寄附申込書、保管証明書と共に今後3年間の事業計画書及び収支予算書等の提出を求められました。

寄附としては、設立発起人代表者の向井繁正氏と趣旨に賛同した伊藤毅雄氏の両氏が多額の私財を3年間に亘り提供し、またTOKでは、1987（昭和62）年4月20日の取締役会において基本財産と共に設立初年度からの事業資金として運用財産を寄附することが決議されました。また、このTOKの取締役会では、「当該財団運営に関し、収支の収入合計額と、支出合計額との間に差額が生じた場合（ただし収入合計額が3千万円を超える場合を除く）には、財団の事業に支障をきたすことがないよう、基本財産の増加、寄附金等により、その差額を確保することに万全の協力をする」ことが合わせて了承されています。

- 向井繁正氏
基本財産
現金1億円
TOK株式38万株（初年度18万株、昭和63年度10万株、平成元年度10万株）
- 伊藤毅雄氏
基本財産
現金50百万円
TOK株式38万株（初年度18万株、昭和63年度10万株、平成元年度10万株）
- TOK
基本財産
現金30百万円
運営財産
現金20百万円

これらの寄附で設立時の基本財産は、TOK株式の簿価が額面（1株50円）で評価されたため、現金と合わせ2億1800万円と2億円ほどの規模となりました。

2億円ほどの基本財産では、当時の財団設立は難しい規模でしたが、科学技術庁で所轄する財団を増やしたいという意向も働き、設立の趣旨と共にTOK株式の価値も踏まえ設立が認可されたとも考えられます。

税制上の優遇処置

当財団は、旧民法第34条（「公益法人の設立」学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であって、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。）の規程に基づき設立された特例民法法人で、税制上の優遇措置を受け利息や配当金に係る税金は免除されました。この税制上の優遇措置を継続させるには、翌年度に事業計画に基づいた活動や財政状況の審査を受け特定公益増進法人の認可を受ける必要がありました。

計画の推進と収支

寄附された現金は、寄附行為（現定款）の第2章財産及び会計第7条2項で「基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への預け入れ、信託会社への信託、又は国公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。」と定められており、元本が保証され収益が半年毎に受け取れる5年満期の貸付信託を購入しました。

また、TOK株式は、現在は無額面で株も電子化されていますが、当時は1株50円の額面で株券（1,000株券）も発行されており、管理面から全て信託銀行の保護預かりにしました。初年度は、貸付信託の購入時期から収益は半年分の3,976千円（利率2.09%）と、計画の半分

となり、これに株式配当金4,680千円（1株13円）を加え8,656千円が基本財産からの収入になりました。これに対して支出は、提出した事業計画を最大限考慮し助成を行い事業費は10,980千円となり、管理費1,770千円と合わせ12,750千円となりました。

TOKからの運用財産20,000千円の寄附金を除くと収支は4,093千円の赤字となりましたが、1988（昭和63）年7月18日に無事、特定公益増進法人の認可を受けることが出来、その後も2年毎の審査に通り、新公益財団制度への移行後も同様の取り扱いを受けています。

財政基盤の強化

2年目以降も、向井繁正氏と伊藤毅雄氏からのTOK株式40万株の寄附やTOKの株式の無償増資で配当収入は増えましたが、収支を黒字化するには現金の寄附による基本財産の増加が必要でした。

当時の事務局長の武井實氏は二代目の理事長になった本多健一氏に相談し、当時のTOK社

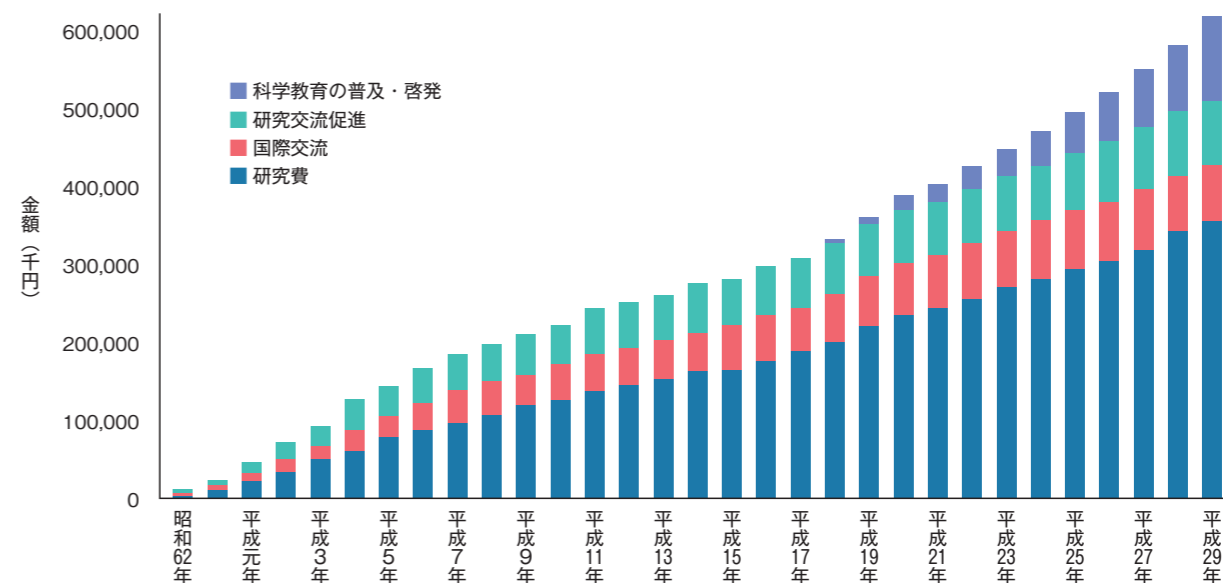
長の中根久氏に資金繰りの状況を説明し支援を仰ぎました。

TOKとして万全の協力を行う方針の下、継続的な寄附が行われることになり、財政基盤は徐々に強化され、これに株式配当金の増加（1株17円）や利率の上昇（利率6.24%）も加わり、基本財産からの収入が増加したことで、設立から4年目の1990（平成2）年度に初めて収支は黒字になりました。

また、武井氏は、TOKから運用財産として寄附された55,000千円と同額を基本財産に組み入れ、TOKの多大なるご好意に報いたいとの思いから、収入が多い時期でも事業が過大にならないように抑え、健全な事業運営に努める中、組み入れを続けた結果、1999（平成11）年度に同額を組み入れることが出来ました。

これに加えて、1989（平成元）年から、向井氏のご逝去された1992（平成4）年まで、向井基金として毎年多額の寄附があり、その総額は1億円となっており、財政基盤の更なる強化に繋がりました。

グラフ3 助成金額の推移（累計）



金融商品の変遷

2000（平成12）年度に、金融自由化とともに貸付信託の優位性がなくなり受託残高の落ち込みから貸付信託の新規募集が停止されたことから、当時は金利動向の先行きも不透明な環境下で信託銀行からの勧めもあり、元本保証で半期毎に利息を受け取れる5年満期の変動金利型定期預金にしました。

2006（平成18）年度には、この定期預金が満期を迎えることになり、少しでも利率の良い金融商品を比較検討し、元本保証で半期毎に利息を受け取れる5年満期の銀行解約選択権特約付自由金利型定期預金「ワントライ」（4億4000万円：利率1.08%）にしましたが、米国のサブプライムローン問題に端を発した金利低下の影響で、2年で終了となったため、再び金融商品を探すことになりました。

低金利下で1.00%以上の利率の金融商品を他

の財団の状況や地方債も含め探しましたが、最終的に信託銀行の元本保証で半期毎に利息を受け取れる5年満期の自由型大口定期預金（4億4000万円：利率1.00%）にしました。

更に金利が低下する中、2013（平成25）年4月22日にこの定期預金の満期を迎えることになり、役員の皆様からのアドバイスも受け様々な金融商品を検討した結果、信託銀行で3億4000万円を2年間のTIBOR一部連動変動金利型定期預金「エアリアル」および1億円を5年償還の日本国債とし、利率は0.1%での運営となりました。

預金利率とTOK配当の増減

財団設立初年度の預金の利率は2.09%で、その後上昇し1990（平成2）年度には6.85%となりましたが、これをピークに下降に転じ1997（平成9）年度には1%を割り、現在は

0.1%になっています。

2015（平成27）年度の利息収入は488千円で、ピーク時の1990（平成2）年度の27,393千円に対して56分の1になっており、逆にTOKの株式配当金は、設立当時1株13円だった配当金が現在は1株64円で、2015（平成27）年度の配当収入は57,114千円と初年度の12倍になりました。この30年で利息と配当の比率は、9対1から1対9と逆転したことになります。

2016（平成28）年9月30日現在の基本財産は現金及びTOK株式で約35億円となり、利息と配当の比率は2対8となっています。基本財産収入の累計額は基本財産の倍に達しており、この収入が30年間に亘って行って来た財団の事業活動を支えたと言えます。

資金繰りと決算期変更

財団設立当時のTOKは11月決算で、中間配当金は8月に、期末配当金は2月の支払でしたが、1988（昭和63）年2月26日開催のTOKの株主総会で決算期が3月に変更となり、配当金も中間配当金は11月に、期末配当金は6月に支払われることになりました。

財団では、年度で見ると収支に不足は生じませんが、5月～7月に支出が多くなるため、6月のTOKの期末配当金や利息の収入だけでは不足が生じてしまい、下期の11月に支払われるTOK株式の中間配当金を翌年に繰り越して不足分を埋める資金繰りの構造になっていました。

2006（平成18）年に成立した公益法人制度改革関連三法で、公益財団に収支相償（「公益目的事業収入がその実施に要する費用を超えない」）が義務付けられ、次年度への資金繰りを制限されたため、預金利息が減少する中でTOK株式の中間配当金に頼っていたことから、8月～11月に資金不足が生じ、TOKから2007（平成19）年7月に3,000千円を、また、2008（平成20）年7月に11,000千円の運転資

金を数ヶ月間2年に亘り借り入れました。

また、2009（平成21）年にはTOKの業績がリーマンショックの余波を受け悪化し、設立後初めて赤字に陥り、配当収入に対する不安から予算縮小を余儀なくされるなど、継続的に事業運営を行うための資金確保について深く考えるきっかけになりました。

その後、収入の一部を助成目的引当資産とすることで、翌年に資金を繰り越す事ができ、TOKからの借り入れの必要もなくなり、将来の事業資金確保の見通しもつきました。

しかし、2011（平成23）年度に公益財団法人移行後は、内閣府の指導でこの方法は難しくなり、TOKからの配当収入が大幅に増加したことで資金不足は解消しましたが、今後のことを考え、TOKからの配当金の支払い時期を考慮して、決算期を3月（4月～3月）から9月（10月～9月）に変更し、資金繰りの安定化を図りました。

継続的に事業を行うための資金確保については、今後の課題になっています。

これからの資金運用

財団の事業運営は基本財産からの収入ですが、今後、寄附による基本財産の増加は考えにくく、また、預金利息が低迷する中で、現金をどう運用するかが課題になっています。

設立時の寄附行為には、基本財産の処分は内閣総理大臣の承認を得るという制約がありましたが、現在の定款では、このような制約はなく、基本財産の処分は理事会及び評議員会の承認で行えます。

リスクのある金融商品も購入できるなど資金の運用方法の幅は広がっていますが、設立の趣意と共に寄附された皆様方の思いの継承に加え、これまでの30年間、基本財産の現金を元本割れなく運用してきた軌跡を振り返りながら、慎重に考えて行く必要があります。

（TOK 高木秀夫）

グラフ4 TOK業績の推移

